



2021年10月1日

各位

事務所名 松澤総合会計事務所  
代表者名 松澤公貴  
問合せ先 ☎ 03-5787-8722

### 中小 M&A ガイドラインの遵守に関するお知らせ

松澤総合会計事務所は、中小企業庁による、中小企業が安心して M&A に取り組める基盤を構築するための「M&A 支援機関に係る登録制度」への登録を行っております。当事務所は、本登録制度に基づき、中小企業庁が策定した「中小 M&A ガイドライン」を遵守することを宣言いたします。

- 当事務所は、ファイナンシャル・アドバイザー契約(以下「FA 契約」)の締結にあたり、業務形態の実態に合致した契約を締結し、契約締結前にクライアントに対し FA 契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、クライアントの納得を得ます。特に以下の点は重要な点ですので説明します。
  - 譲渡側・譲受側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し、一方のみに助言するファイナンシャル・アドバイザー(以下「FA」)との違いとそれぞれの特徴
  - 提供する業務の範囲・内容(マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等)
  - 手数料に関する事項(算定基準、金額、支払時期等)
  - 秘密保持に関する事項(秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等)
  - 専任条項(セカンド・オピニオンの可否等)
  - テール条項(テール期間、対象となる M&A 等)
  - 契約期間
  - クライアントが FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項
- 最終契約の締結について、契約内容に漏れがないようクライアントに対して再度の確認を促します。
- クロージングについて、クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上で、当日には譲受側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。
- 専任条項については、特に以下の点を遵守して、行動します。
  - クライアントが他の支援機関の意見を求めたい部分を明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、クライアントに対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。
  - 専任条項を設ける場合には、契約期間を最長でも 6 ヶ月～1 年以内を目安として定めます。
  - クライアントが任意の時点で FA 契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む)も設けます。
- テール条項については、特に以下の点を遵守して、行動します。
  - テール期間は最長でも 2 年～3 年以内を目安とします。
  - テール条項の対象は、あくまで当事務所が関与・接触し、譲渡側に対して紹介した譲受側のみに限定します。
- 上記の他、中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った行動をします。

以上